

WESTER ポイント（チャージ専用）規程

（目的）

第1条 この規程は、鳥取バスターミナル（以下「当社」といいます。）が定める利用登録手続きが完了した旅客に対して、西日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR西」といいます。）の運営・提供する「WESTER ポイント（チャージ専用）」サービス（以下、本サービス）の当社における内容及び適用条件等に関する事項を定め、旅客の利用促進や円滑な利用を推進することを目的としています。

（適用範囲）

第2条 本サービスの内容及び適用条件等については、この規程の定めるところによります。
2 この規程に定めのない事項については、法令及び「ICカード乗車券取規程（以下「IC規程」といいます。）」、JR西の「WESTER ポイント（チャージ専用）規約」「スマートICOCA会員規約」等の定めるところによります。

（用語の定義）

第3条 この規約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「WESTER ポイント（チャージ専用）」とは、この規約に従って利用者に付与されるポイントをいいます。
- (2) 「ポイントチャージ」とは、WESTER ポイント（チャージ専用）をICOCA乗車券にチャージすることをいいます。
- (3) 「利用月」とは月初日から月末日の1ヶ月間をいいます。
- (4) 「SF」とは、ICOCA乗車券に記録される金銭的価値をいいます。

（利用登録）

第4条 利用者は、本規程に同意のうえ、JR西指定のICOCA乗車券用の自動券売機によりICOCA乗車券に対して利用登録を行うことで、その利用月から本サービスの提供を受けることができます。
2 前項の定めにかかわらず、スマートICOCAは、カードの発行に伴い自動で利用登録が行われます。
3 前各項の定めにかかわらず、JR西が別に定める方法により、ICOCA乗車券に対して利用登録を行うことができます。

（利用登録の無効・解除）

第5条 利用登録後、当該ICOCA乗車券に対して、最後にチャージもしくはポイントチャージを行った日の翌日から起算して25ヶ月間チャージもしくはポイントチャージが行われ

なかった場合は、利用登録が無効となり、ポイントチャージを除く本規程に定めるサービスを受けることができません。

- 2 前項の定めにかかわらず、スマート I C O C A の利用登録は無効になりません。
- 3 第 1 項により利用登録が無効になった場合であっても、前条第 1 項の取扱いにより、再度、利用登録を行うことができます。この場合、利用登録が無効となった時点で付与されていた WESTER ポイント（チャージ専用）の残高と同一の WESTER ポイント（チャージ専用）が付与されます。
- 4 I C O C A 乗車券を払いもどした場合は、利用登録が解除され、本規程に定める一切のサービスを受けることができません。
- 5 小人 I C O C A の有効期間が過ぎた場合は、利用登録が解除され、本規程に定める一切のサービスを受けることができません。
- 6 I C 規程第 23 条及び第 35 条の定めにより I C O C A 乗車券を無効として回収した場合、又はスマート I C O C A 会員規約の定めによりスマート I C O C A の無効登録を行った場合は、利用登録が解除され、本規程に定める一切のサービスを受けることができません。

（WESTER ポイント（チャージ専用）の付与）

第 6 条 I C 規程第 7 条第 1 項に定める利用エリアにおける I C 規程第 20 条に定める I C O C A 乗車券の S F の利用月の使用に対し、第 7 条及び第 8 条に定める算定方法に基づいて WESTER ポイント（チャージ専用）を付与します。

- 2 第 1 項により付与される WESTER ポイント（チャージ専用）は、利用月の翌月末日頃に一括して付与されます。
- 3 前項の定めにかかわらず、当社の運営上の都合により、WESTER ポイント（チャージ専用）の付与日は変更となる場合があります。
- 4 前 3 項の定めにかかわらず、I C 規程の定めによるほか、本サービスの提供に必要な設備の障害の発生等により、やむを得ず I C O C A 乗車券を利用できない場合には、WESTER ポイント（チャージ専用）は付与されません。

（ポイントの適用条件）

第 7 条 第 6 条第 1 項に定める付与条件において、利用月中の S F 利用額の総額の 1 % 分を WESTER ポイント（チャージ専用）として付与する。ただし、令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 5 月 3 1 日については利用月の S F 利用額の総額 3 % 分を WESTER ポイント（チャージ専用）として付与することとする。なお、小数点以下は切り捨てして付与する。

（WESTER ポイント（チャージ専用）の効力）

第 8 条 I C O C A 乗車券を払いもどした場合は、当該カードの WESTER ポイント（チャージ専用）は全て無効となります。

(WESTER ポイント (チャージ専用) の確認)

第9条 利用者は、JR 西指定の I C O C A 乗車券用の自動券売機により、前月から過去6ヶ月の間に付与された WESTER ポイント (チャージ専用) 及び第6条第1項に定める WESTER ポイント (チャージ専用) の付与対象となった利用履歴を利用月分の合計を印字し、確認することができます。

2 前各項の定めにかかわらず、JR 西が別に定める方法により、前月から過去6ヶ月の間に付与された WESTER ポイント (チャージ専用) 及び第6条第1項に定める WESTER ポイント (チャージ専用) の付与対象となった利用月分の合計を確認することができます。

(WESTER ポイント (チャージ専用) のチャージ)

第10条 利用者は、第6条の定めにより付与された WESTER ポイント (チャージ専用) を当社の I C 定期券販売窓口及び JR 西の I C O C A 乗車券用の自動券売機、自動精算機又は入金機でポイントチャージすることができます。

2 WESTER ポイント (チャージ専用) は、1ポイント1円として換算します。

3 ポイントチャージする場合は、一部の機器を除き、付与されている WESTER ポイント (チャージ専用) の残高が10ポイント単位で全てチャージされます。

4 前項の定めにかかわらず、1枚あたりの S F の残額が20,000円を超えるポイントチャージはできません。

5 WESTER ポイント (チャージ専用) は、現金と交換することはできません。

6 WESTER ポイント (チャージ専用) は、別の I C O C A 乗車券にチャージすることはできません。

7 一度ポイントチャージした WESTER ポイント (チャージ専用) は、再び WESTER ポイント (チャージ専用) に戻すことはできません。

8 ポイントチャージ後の S F の取扱いについては、I C 規程に従うものとします。

(WESTER ポイント (チャージ専用) の残高及び利用情報の引継)

第11条 I C O C A 乗車券の紛失、盗難、障害等による再発行の場合は、当該 I C O C A 乗車券の利用登録、WESTER ポイント (チャージ専用) の残高及び WESTER ポイント (チャージ専用) の付与履歴を新たな I C O C A 乗車券へ引き継ぎます。

2 前項の定めにかかわらず、当社のシステム上の都合や係員の取扱い誤りによりカードを交換する必要があると当社が判断した場合は、交換前の I C O C A 乗車券の利用登録及び WESTER ポイント (チャージ専用) の残高を新たな I C O C A 乗車券へ引き継ぐことがあります。

(WESTER ポイント (チャージ専用) の訂正)

第12条 当社は次の場合に、利用者が保有する WESTER ポイント (チャージ専用) を訂正することができるものとします。

- (1) 当社が誤って WESTER ポイント（チャージ専用）を付与した場合
- (2) その他、当社が WESTER ポイント（チャージ専用）を訂正することが適切であると判断した場合

（WESTER ポイント（チャージ専用）の不正入手）

第 13 条 本規程に定める以外の方法で不正に WESTER ポイント（チャージ専用）を入手した場合は、I C 規程第 23 条及び第 35 条の定めにより、当該 I C O C A 乗車券を無効として回収します。この場合、保有する WESTER ポイント（チャージ専用）は無効となります。

（WESTER ポイント（チャージ専用）の制限又は停止）

第 14 条 当社は、I C 規程の定めによるほか、本サービスの提供に必要な設備等の保守点検の実施等により、本サービスの提供を予告なしに一時的に制限又は停止することがあります。

2 前項に基づく本サービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負いません。ただし、当該制限又は停止が、当社の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。

（免責事項）

第 15 条 I C O C A 乗車券の紛失・盗難等により、第三者が WESTER ポイント（チャージ専用）を不正に使用した場合であっても、利用者の損害については、当社はその責めを負いません。

2 その他、当社の責めに帰すことのできない事由から発生した利用者の損害については、当社はその責めを負いません。

（規約の変更）

第 16 条 当社は、民法 548 条の 4 の規定に基づき、以下の場合は、本規程を変更することができるものとします。

- (1) 本規程の変更が、利用者の一般の利益に適合する場合
- (2) 本規程の変更が、契約をした目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

2 本規程を変更する場合、当社はあらかじめインターネット上で公表する等の相当な方法で、変更内容および変更後の規程の効力発生時期を周知するものとします。また、当社はポイントの付与条件や利用条件に関する内容の変更を行う場合には、変更の少なくとも 1 ヶ月前に事前周知を行うものとします。

附則 この規程は、2023 年 4 月 1 日から施行します